



大原地域に防災道路を

床井 紀範議員

約2.7haの土地に、15階建て708戸という高層過密共同住宅の開発は、1ha当たり100人から300人とのまちづくりの原則に立っても、防災道路は必要である。大原地域は木造住宅密集地域として、防災上、必要対策を実施することが求められる。大原二丁目の高層過密共同住宅と戸建て住宅との間に、市の責任で幅6mの防災道路の整備を。



駒林第1市民農園

防災道路の整備は難しい。建ぺい率を40%以下に抑えたことにより、マンションの区域内通路や空地が確保されている。

市民農園の利用改善 近隣自治体の市民農園では水道や仮設トイレ等が整備されている。市の対応は。法により知事が定め



大井通信所と「土地利用規制法」

伊藤 初美議員

大井通信所は「土地利用規制法」に基づく重要施設で、周辺は対象区域となり得る。周辺住民へ法律の説明をすべくは。具体的な内容が示されていない。国の動向を注視し情報を収集していく。

上福岡駅西口の駐輪場増設 市営駐輪場の一時預かりは満車の時が多い。



市所有地を活用して増設できないか。現在、具体的な計画はないが、市営駐輪場の在り方や必要性について、既に研究を始めている。2050年CO2排出ゼロ」表明を 行政自らの取り組みが市民への強力な推進力になる。ゼロカーボンシティの表明を。県内23市町が表明している。現在、表明に向けて準備を進めており、本市にふさわしい施策を検討していく。

循環ワゴン運行改善で不便地域の解消 コースや便数を増やし、公共交通不便地域の解消を。アンケート結果や要望、現状分析、財政状況を含め、検討していく。



自衛隊機・米軍機の低空飛行中止を

新井 光男議員

自衛隊機・米軍機の市街地での低空飛行中止を県基地対策協議会を通じて国へ要望すべきでは。県基地対策協議会を通じて、自衛隊機の低空飛行訓練の中止と米軍機の低空飛行を行わないように求めること、飛行展示や曲技飛行を最小限にとどめ、重大事故につながる市街地上空での低空飛行展示は行わないことなどを要望している。



誰もが気軽に取り組めるボッチャ

障がい者スポーツの普及促進 パラスポーツ種目の普及促進の取り組みは。ボッチャの普及啓発に力を入れ、用具の貸し出しをはじめ、市内自治組織で開催されているスポーツ交流会にスポーツ推進委員を派遣している。

新型コロナウイルスの対応

新型コロナワクチン接種を行う集団接種会場の確保は。市では、令和4年2月から土曜日や日曜日に集団接種を実施する計画である。



包括管理業務委託 行政の脆弱化を懸念

塚越 洋一議員

包括的民間委託は、公的責任の放棄であり、個人情報保護、専門性、継続性など多くの問題がある。公共施設の維持管理について業者に聞かないと何も分からなくなってしまうのではないか。

専門職の採用に苦慮している。業者は市役所内に常駐、又は市内に営業所を置くことで、迅速な対応が可能となる。各所管課と包括管理担当課とのチェック体制となる。

生態系調査の実施を

環境基本計画の中に位置付け、専門家と市民参加による調査活動をするべきでは。第2期環境基本計画後期行動計画の策定にあたっては、審議会等の意見を踏まえていき



市民憩の森

調査活動については、先進事例を参考に検討していきたい。

大井郷土資料館の今後

図書館が新しい文化施設に移転した後の計画は。修繕費用が大きくなり、建物を継続して利用する予定はない。既存の公共施設で利用可能な場所を調査し、移転場所を決定する予定である。



ワクチン接種の優先順位について

近藤 善則議員

3回目ワクチン接種はどのように行われるのか。3回目ワクチン接種の優先順位については、初回接種の時のような高齢者や基礎疾患を有する人などの優先的な取り扱いはない。令和3年5月末に2回目の接種が終了した人には、12月24日に接種券を発送する。

東口駅前広場整備と暫定横断歩道橋

エスカレーター等の設置の可能性は。過去検討した際、都市計画決定している駅前用地以上の用地取得が必要であるため、エスカレーターの設置を見送った。東口駅前広場整備完成後の歩道橋はどう使わ



上福岡東口駅前歩道橋

最終的な整備時においても、現在の横断歩道橋を活用する。現在の横断歩道橋は恒久的な構造物となる。候補者の平等を考慮したポスター掲示 選挙の候補者が平等にスタートラインに立てるように横一連にポスター掲示すべきではないか。現状のポスター掲示は縦に順次一連番号を記載する方法だが、横に一連番号を記載する自治体もあり、今後、どちらの方法がよりポスター掲示として適しているかを勘案し検討したい。

意見書

全員賛成で可決

戦没者の遺骨を含む土砂は埋め立てに使用しないことを国に求める意見書

議員提案による意見書が全会一致で可決し、内閣総理大臣外関係大臣に送付しました。戦後76年が経過した今も、戦没者の遺骨や遺留品等の収集、DNA鑑定による身元確定及び遺族への返還事業が続いている。しかし、辺野古新基地に係る設計変更承認申請書では、沖縄県内の多くの遺骨等が残る南部地域から土砂を採取できる内容となっている。遺骨等を含んだ土砂を採取して、建設等に係る埋め立てに使用することは、戦没者及び遺族の尊厳を踏みにじる行為であり、非人道的な取り扱いとの誹りを免れない。よって、下記事項を守るよう強く求める。1 戦没者の遺骨や遺留品等を含む土砂は埋め立てに使用しないこと。2 民間人が巻き込まれた沖縄戦の歴史をふまえ、戦没者の遺骨収集の推進に関する法律及び基本的な計画の定めに従い、国が責任を持って遺骨収集を実施すること。送付日：令和3年12月20日（主意抜粋）